

## 討 論（平成 25 年度決算）

大津市議会議員 藤井哲也

議案第 130 号「平成 25 年度大津市一般会計の決算の認定について」の委員長報告に対して反対討論をいたします。

審査及び認定基準が特に定められてない中で、これまで独自に設定した 3 つの基準に則り、会派として決算審査を行ってきた。

平成 22 年度決算は病院会計において減価償却費が計上されていなかったこと、平成 23 年度決算はモスマン市への訪問事業等において予算に見合った効果が見いだせなかったこと、平成 24 年度は笠松氏への便宜供与が計上されていたことからなどから関係議案に反対してきたものである。

今回も 3 つの基準、すなわち「議決通りに予算執行されているか」、「法令や社会規範に即して契約締結や予算執行がなされているか」、そして「費用対効果に納得できるか」どうかを評価要素として、市政全般並びに各事業を慎重に審査した。

その結果、36 年連続の黒字決算となり各財政指標も改善の兆しが見えるなど、財政運営に関しては評価できるものと考えているが、「法令や社会規範に即して契約締結や予算執行がなされているか」という独自に設定した認定基準を満たさないと考えるため反対をするものである。

すなわち、平成 25 年度決算にあつては、越市長による通勤のための不適切なタクシー利用に要した経費が計上されていることがこの間 明らかになった。今般なされた市長答弁でも、公費支出の正当性や合法性の観点において、残念ながら納得できるものではなかった。

市長は自宅と市役所とのタクシー通勤を、「公務に伴う移動」と捉えているようだが、民間企業では到底容認されるものではないと思われる。実質的には、それは「通勤」であろうし、そうであるならば法違反の疑いが強い支出であろう。

決算認定や今後予見される状況進展によって生じる、「市役所内のマネジメントへの影響」や、「議会及び議員への評価に波及する影響」などを慎重に考えた上で、私は「大津市議会は 25 年度一般会計決算を認定すべきではない」と判断するにいたった。以上反対とする理由である。

またこの際、決算審査を行う中で感じたことを以下特に 5 点 申し添えたい。

・1 点目は、職員不祥事対策についてである。相次ぐ不祥事を受けて、昨年 11 月議会で議決された「市長を主体とした職員の綱紀粛正及び服務規律の確保を求める決議文」にもあるように、「最高責任者である市長自らが先頭に立ち、主体的に不祥事の再発防止に向けた対策を講じる」べきと考える。そうしたことを受けて、昨年度中に不祥事防止対策検討委員会による答申がなされた。今般、各種再発防止対策が推進されようとしており、また倫理保持に関する条例の検討が進められているが、今後 市長ら特別職が率先垂範する中で、市職員と一体的に市民からの信頼回復に向け行動することを期待したい。

・2 点目は、保育士の処遇改善の問題である。待機児童対策として公立及び民間保育所の建設などが相次いでいる。保育所増設などハードの整備は良いが、特に保育士の新規育成や処遇向上措置を早期に取らなければ、保育所あれどサービス提供できずの状態に早晚陥りかねない。保育士の採用獲得競争が激化する昨今の社会情勢の変化を受けて、来年度予算で保育士の処遇改善を図ることが中期的な待機児童対策成功の肝となると考える。ぜひ市には善処頂きたいと考える。

・3 点目は、外郭団体の監査の問題である。平成 25 年度をもって、いくつかの外郭団体の役員・監事から職員を引き上げた。これにはメリット、デメリット両面あるが、デメリットのひとつが監査機能の低下である。従来、外郭団体内部の組織マネジメントに問題があったり、団体監査に睨みを利かせることができたが、職員を引き上げたことにより、そうした機能が低下しかねない。分科会でも指摘したが、「特定資産」をはじめとする会計の運用や、市民サービスに影響を及ぼす決定などへのチェックについては、これまで以上に緊張感を持って、市に取り組んで頂きたい。

・4 点目は、生活産業分科会でも議論となった、伊香立南庄町の土砂対応である。平成 25 年度、土質や水質調査が行われ法基準を超える有害物質が含まれることが判明した。以来、業者に撤去を求めるべく市から指導がなされ、撤去期限も設定されたが、最終的に期限とされた本年 3 月末

まで待っても業者による撤去はなされてこなかった。この間、本市によるモニタリング調査や、必要最低限度の対応はなされてきたものの、真野川下流域の住民の不安は日増しに高まってきており、今週10月7日に真野学区内の5つの自治会、5つの農業組合、3つの水利組合から完全撤去を求める申入書が市長に提出された。真野地域も本事案における地元としての自覚を深めつつある中、昨日行われた常任委員会において市側も真野地域を地元として認識し説明にあたるという答弁があった。については地元住民の不安が払しょくされるよう説明を尽くして頂きたい。私も本市対応の今後の経過を注視していきたいと考えている。

・最後に教育長の不在問題である。決算審査は申すまでもなく、政策評価そのものであり、予算編成と対をなすものとして重要な位置づけにある。こうした時期に事務方トップである教育長が不在で「職務給の原則」の観点から、部長級の権限・責任しか担うことができない教育部長が職務を長期にわたって代理している。さらには教育委員会委員が欠員している違法状態で決算に臨むことは、ひとえに教育委員の任免権を有す市長の責任である。こうした違法状態のうちに取りまとめられた決算の審議に臨むことは、議会にとっても異常事態であると認識している。先ほど市長から報告があったように、現時点で新たな教育委員の選任見込みは立っていない。来年度予算については、執行にあたって法で想定されている教育行政の正当性を担保できないと考えられることから、その審議において議会は極めて厳しい判断に直面するはずである。この際、あらためて市長が自らの責任を果たし、市民の負託に十分にこたえられる正常な状態に戻すことを求める。

以上。今後いっそうの市民生活の向上を願い、私からの討論とする。

以上